

奈良県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十三第二項の規定により、次のとおり自転車歩行者専用道路を指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 路線名

大和青垣吉野川自転車道線

二 道路の区間

奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防地内）から奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防地内）まで

奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防地内）から奈良市西九条町五丁目（佐保川左岸堤防地内）まで

大和郡山市下三橋町五七二番四先から大和郡山市下三橋町四四六番一先まで

三 指定期日

令和三年三月三十日